

不利益処分の処分基準

| | | |
|------------------|---|-----------------------------|
| 部 課 室 等 名 | 教育委員会 社会教育課 | |
| 不 利 益 処 分 名 | 徳島市川内町民会館の利用承諾の取消し | |
| 根 拠 法 令 | 徳島市川内町民会館条例 | |
| 根 拠 条 項 | 第5条 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5417) | |
| 処 分 基 準 | <p>【根拠条文】 徳島市川内町民会館条例 (承諾の取消し) 第5条 前条第1項の承諾を受けた者(以下「利用者」という。)が、この条例若しくはこの条例に基づく規則に従わないとき又は第2条ただし書の規定に該当する事由が発生したときは、教育委員会は、利用の承諾を取り消すことができる。</p> <p>(供用) 第2条 徳島市川内町民会館(以下「会館」という。)は、その設置の目的に照して広く住民の利用に供するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その利用を拒むことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合 (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合 (3) その他公益上又は管理上適当でないと認められる場合</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ</p> | |
| | 参 考 事 項 | |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |